

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約に係る見積書の提出について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約のため、見積書の提出を受けることとしましたので、下記のとおり公表します。

令和4年4月20日

経営管理部長

記

<p>物品又は役務の名称及び数量</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 物品調達又は業務内容</p> <p>(3) 物品調達時期又は履行期間</p> <p>(4) 履行場所</p> <p>(5) その他</p>	<p>(1) 山口県産業技術センターグラウンド周辺部伐採整備業務</p> <p>(2) 山口県産業技術センターの敷地南側に位置するグラウンド周辺部の雑木・竹・雑草類の伐採及び除去並びに残存する植木(主としてサツキ)の強剪定作業</p> <p>(3) 令和4年5月頃～令和4年6月頃</p> <p>(4) 宇部市あすとぴあ四丁目 地内</p> <p>(5) 詳細は仕様書のとおり(なお、仕様書は総務・人事グループ窓口にて配付します。仕様書の配布後、希望があれば現場説明を行います。)</p>
<p>見積書を提出させる者の選定に係る基準(契約申込に要する資格)</p>	<p>○障害者総合支援法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所 <p>として指定されている施設</p> <p>○障害者基本法に規定する小規模作業所</p> <p>○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者</p> <p>○山口県内に事業所を有すること</p>
<p>契約相手方の決定の方法</p>	<p>(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。</p>
<p>見積書の提出方法</p>	<p>以下により見積書を提出すること</p> <p>(1) 提出期限 令和4年4月28日午後5時</p> <p>(2) 提出先 住所：宇部市あすとぴあ四丁目1番1号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050</p>